

別表（第7条関係）

1 ホール等施設の使用料

単位：円

使用区分			使用料						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	1時間につき
大ホール	入場料を 徴収しな いで使用 する場合	平日	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円	30,000円	38,000円	5,000円
		土曜日、 日曜日 及び休日	10,000	16,000	20,000	26,000	36,000	46,000	6,300
	入場料を 徴収して 使用する 場合	平日	12,000	20,000	24,000	32,000	44,000	56,000	7,500
		土曜日、 日曜日 及び休日	14,000	24,000	28,000	38,000	52,000	66,000	8,800
その他	中ホール（1室）		500	800	1,000	1,300	1,800	2,300	300
	小ホール		1,000	1,600	2,000	2,600	3,600	4,600	500
	調理実習室		1,000	1,600	2,000	2,600	3,600	4,600	500
	会議室・学習室 創作室・読書室（各 室）		500	800	1,000	1,300	1,800	2,300	300
	相談室・和室（2部 屋） 楽屋（2室）		400	600	800	1,000	1,400	1,800	300
ホワイエ（ホール使用時を除く）			午前9時から午後10時まで 2,500円						

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場料の対価として徴収するものをいう。
- 大ホールを入場料を徴収しないで営利又は営業のために使用する使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 大ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額（4に該当する場合にあっては、4において算出された額）の100分の60に相当する額とする。
- その他の各室を営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定め額の100分の400に相当する額とする。
- 4及び5において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 附属設備等を使用する場合の使用料

区分	使用料
附属設備を使用する場合 冷房又は暖房機器を使用する場合 電気器具の持込みをして電力を使用する場合	町長が別に定める額